

南九州市立学校における学校運営協議会に関する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

南九州市教育委員会教育長 有馬 勉

南九州市教育委員会規則第4号

南九州市立学校における学校運営協議会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、南九州市立学校（以下「市立学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、保護者、地域の住民等（以下「地域住民等」という。）がその地域の市立学校の運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校の運営に的確に反映し、地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、当該学校の運営及び必要な支援に関して協議することを目的とする。

(設置)

第3条 南九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、指定する市立学校に協議会を置くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 協議会を置く市立学校（以下「設置学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 設置学校の教育目標及び学校経営方針に関すること。
- (2) 設置学校の教育課程の編成に関すること。
- (3) 設置学校の組織編成に関すること。
- (4) 設置学校の予算に関すること。
- (5) 設置学校の施設、設備等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 前項に規定する協議会の承認が得られない場合は、設置学校の校長は、暫定的な措置を定め、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合にお

いて、設置学校の校長は、基本的な方針について協議会に改めて報告し、協議するものとする。

(委員)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、7人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置学校の所在する地域の住民
- (2) 設置学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 設置学校を卒業した者その他の設置学校の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 設置学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

3 教育委員会は、委員を任命するに当たっては、前項の申出を尊重しなければならない。ただし、当該申出のあった者以外の者を選考することを妨げない。

4 委員の辞任等により欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、任命の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会の運営に著しい支障を来すような行為
- (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員として参加し、又は委員としての地位を利用する行為
- (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

(辞任及び解任)

第8条 教育委員会は、委員が辞任を申し出たときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障その他の理由により、職務を遂行することができないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会長は、協議会を招集し、協議会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自らに直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることはできない。

5 議長は、必要があると認めるときは、設置学校の校長と協議した上で、委員以外の者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

6 設置学校の校長は、会議の終了後、その議事録を作成し、設置学校において保管するものとする。

(会議の公開)

第11条 会議は、次に掲げる事項を協議する場合を除き、公開する。

(1) 設置学校の職員等に関する事項

(2) その他特別な事情により協議会が公開することが適当でないと認める事項

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

4 会長は、会議の中途において、第1項各号に規定する事項について協議する場合及び前項に規定する行為があったと認める場合は、傍聴人を退場させなければならない。

(学校運営に関する意見の申出)

第12条 協議会は、設置学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は設置学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、教育委員会を経由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は鹿児島県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営への参画促進等)

第13条 協議会は、設置学校の運営について、地域住民等の参画、理解、協力等が促進されるよう努めなければならない。

2 協議会は、地域住民等に対して、学校運営の状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見等を把握し、協議会の運営に反映するよう努めなければならない。

(学校運営の点検及び評価)

第14条 協議会は、設置学校の学校運営の状況等について、点検及び評価を行うものとする。

2 協議会は、年度終了後速やかに教育委員会に対して、協議会の運営状況等を報告しなければならない。

(教育委員会による指導助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(運営に必要な事項等)

第16条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則等の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

(適正な運営の確保)

第17条 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、設置学校の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(南九州市立学校管理規則の一部改正)

2 南九州市立学校管理規則(平成19年南九州市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

(学校運営協議会)

第44条 学校には，学校運営協議会を置く。

2 学校運営協議会に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。